

動物検疫所

動物の輸出入	畜産物の輸出入	海外旅行される方へ	申請・お問い合わせ	動物検疫について
--------	---------	-----------	-----------	----------

ホーム > 畜産物の輸出入 > 肉製品などのおみやげについて

肉製品などのおみやげについて（持ち込み）

●日本への持ち込みに関するご案内です。[海外への持ち出しのご案内はこちらをご覧ください。](#)

旅行前に知っていただきたいこと

現在、多くの国で家畜の病気が発生しており、また、おみやげや個人消費用のものは検査証明書の取得が難しいため、肉製品や動物由来製品のほとんどは、日本へ持ち込むことができません。

不正な持ち込みは、罰則の対象となりますのでご注意ください。



[パンフレット：海外へ旅行・日本へ入国される皆様へ（PDF：1,337KB）](#)

肉製品などを日本へ持ち込むには



1. 動物検疫の対象かどうかを確認

偶蹄類の動物（牛、豚、山羊、羊、鹿など）、馬、家きん（*）、犬、兎、みつばち由来の以下のものが対象です。

*家きん：鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類

- ▶ **肉・臓器**
生、冷蔵、冷凍、加熱調理済みの加工品など、いかなる形態のものでも動物検疫の対象です。
加工品の例：ジャーキー、ハム、ソーセージ、ベーコン、肉まんなど
- ▶ **卵（卵殻を含む）**
- ▶ **骨、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱**
革のバッグ、羊毛のセーターなどの完成品は対象外です。
- ▶ **生乳、精液、受精卵、未受精卵、ふん、尿**
- ▶ **乳製品（携帯品を除く。詳しくは[こちら](#)。）**
- ▶ **穀物のわら、飼料用の乾草（[一部の地域](#)）**



2. 輸入が禁止・停止されていないことを確認

家畜の病気の発生状況などにより、日本への持ち込みができない国・地域があります。

口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の発生や防疫措置等により輸入が禁止されている国・地域は[こちら](#)

鳥インフルエンザの発生により輸入が停止されている国・地域は[こちら](#)

その他、CWD（慢性消耗性疾患）発生国からの鹿由来製品も輸入が停止されています。

3. 検査証明書の取得

おみやげや個人消費用であっても、輸出国の政府機関が発行する検査証明書のないものは日本への持ち込みができません。

オーストラリアやニュージーランドなどでは、日本向けに検査証明書を添付して販売されているものもあります。



[リーフレット：食肉製品に添付されている検査証明書（PDF：324KB）](#) 

4. 日本到着時に動物検疫所の検査を受ける

到着した空港や港の税関検査場内に設置されている動物検疫カウンターで検査を受けてください。

日本に持ち込むことができる製品であっても、動物検疫所の検査を受ける前に開封された場合には持ち込みができなくなりますのでご注意ください。

よくある質問

Q1：真空パックに入っている市販の肉製品を持ち込むことはできますか？

A1：真空パックに入っているものも、輸入禁止・停止のものや、検査証明書がないものは持ち込むことができません。

Q2：加熱している製品は持ち込みできますか？

A2：加熱しているものであっても、輸入禁止・停止のものや、検査証明書がないものは持ち込むことができません。

Q3：免税店の店員から持ち込みできると言われましたが、本当ですか？

A3：免税店で購入したものであっても、輸入禁止・停止のものや、検査証明書がないものは持ち込むことができません。



[パンフレット：ヨーロッパへ旅行される皆様へ（PDF：796KB）](#) 

Q4：アメリカからビーフジャーキーを持ち込みできますか？

A4：アメリカ（ハワイ、グアム、サイパンを含む）、カナダで販売されているビーフジャーキーなどの牛肉加工製品は、牛肉の輸入再開後も、引き続き輸入停止となっています。



[リーフレット：アメリカ、カナダへご旅行される皆様へ（PDF：186KB）](#) 

Q5：自分で食べる量のみであれば、持ち込みはできますか？

A5：おみやげや個人消費用の少量であっても、輸入禁止・停止のものや、検査証明書がないものは持ち込むことができません。